

基本計画書

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		研究科の専攻の設置							
フリガナ 設置者		ガッコウホウジンウリュウヤマガクエン 学校法人瓜生山学園							
フリガナ 大学の名称		キョウトゲイジュツダイガク 京都芸術大学大学院（Kyoto University of the Arts Graduate School）							
大学本部の位置		京都市左京区北白川瓜生山2-116							
大学の目的		教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授けると共に、深く芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、芸術的感性豊かな社会人の育成を以って、我国芸術文化の復興と発展に寄与することを目的とする。							
新設学部等の目的		芸術的洗練と哲学的思索によって人類の福祉や生活環境の向上に資するための研究遂行を目的とし、国際的視野をもちつつ、地域や組織のなかでその研究成果を活かすことのできる人材を育成する。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	芸術研究科 [Graduate School/Arts Studies] 芸術環境専攻 [Major of Art and Environment]	年	人	年次人	人	修士（芸術） 【Master of Fine Arts (M. F. A)】 修士（学術） 【Master of Arts (M. A)】	年月 第 年次	京都市左京区北白川瓜生山2-116	
	計	2	180	0	360		令和5年4月 第1年次		
			180	0	360				
同一設置者内における変更状況 （定員の移行、名称の変更等）		令和5年4月名称変更予定 京都芸術大学大学院芸術研究科（通信教育部） 芸術環境専攻→芸術専攻 京都芸術大学芸術学部マンガ学科（廃止）（△45） ※令和5年4月学生募集停止 京都芸術大学芸術学部キャラクターデザイン学科〔定員増〕（200）							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	芸術環境専攻	講義	演習	実験・実習	計	32 単位			
		33 科目	12 科目	科目	45 科目				
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等
				教授	准教授	講師	助教	計	
	新設分	芸術環境専攻	12人 (12)	3人 (3)	人 ()	人 ()	15人 (15)	人 ()	19人 (19)
			()	()	()	()	()	()	()
		計	()	()	()	()	()	()	()
	既設分	芸術専攻（M）	4 (4)	()	1 (1)	()	5 (5)	()	62 (62)
		芸術専攻（D）	()	()	()	()	()	()	28 (28)
		計	16 (16)	3 (3)	1 (1)	()	20 (20)	()	()
	合計			()	()	()	()	()	()
教員以外の職員の概要	職種			専任		兼任		計	
	事務職員			87 (87)		157 (157)		244 (244)	
	技術職員			0 (0)		6 (6)		6 (6)	
	図書館専門職員			1 (1)		1 (1)		2 (2)	
	その他の職員			0 (0)		0 (0)		0 (0)	
	計			88 (88)		164 (164)		252 (252)	

校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		借用面積 ・ 18,501㎡(運動場) ・ 350.27㎡(瓜生山 校地)借用期間：60 年 ・ 4,102.16㎡(外苑 キャンパ ス)借用期間： 20年 京都芸術大学附属高 校(通信制)と共用 (収容定員630名) 認可保育園こども芸 術大学(必要面積 174.9㎡)と共用 (収 容定員60名)	
	校 舎 敷 地		67,825.61 ㎡		6,927.50 ㎡		720.00 ㎡		75,473.11 ㎡			
	運 動 場 用 地		18,501.00 ㎡		0 ㎡		0 ㎡		18,501.00 ㎡			
	小 計		86,326.61 ㎡		6,927.50 ㎡		720.00 ㎡		93,974.11 ㎡			
	そ の 他		35,781.39 ㎡		0 ㎡		0 ㎡		35,781.39 ㎡			
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		借用面積 ・ 外苑キャンパ ス 3,096.89㎡借用期 間：20年 ・ 大阪サテライトキャンパ ス 466.92㎡ 借用期 間：5年 京都芸術大学附属高 校(必要面積1200㎡) と共用 (収容定員 630名) 認可保育園こども芸 術大学(必要面積 128.04㎡)と共用 (収容定員60名)	
			64,119.62 ㎡ (64,119.62 ㎡)		4,503.90 ㎡ (4,503.90 ㎡)		2,293.91 ㎡ (2,293.91 ㎡)		70,917.43 ㎡ (70,917.43 ㎡)			
教室等		講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
		35室		206室		0室		0室 (補助職員 0人)		0室 (補助職員 0人)		
専 任 教 員 研 究 室				新設学部等の名称				室 数				
				大学全体				43 室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
			174,984〔19,412〕 (173,226〔19,129〕)		1,173〔138〕 (1,172〔136〕)		213〔152〕 (213〔152〕)	11,587 (11406)	18,500 (18,500)	194 (194)		
	計		174,984〔19,412〕 (173,226〔19,129〕)		1,173〔138〕 (1,172〔136〕)		213〔152〕 (213〔152〕)	11,587 (11406)	18,500 (18,500)	194 (194)		
図書館			面積		閲覧座席数			収 納 可 能 冊 数			大学全体	
			2,132.13 ㎡		455			136,667				
体育館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要							
			980,61 ㎡		該当なし							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体 図書費には電子ジャー ナル・データベースの整備 費(運用コスト)を含む		
		教員1人当り研究費等		0千円	0千円							
		共同研究費等		11,000円	11,000円							
		図書購入費	7,000千円	7,500千円	8,000千円							
		設備購入費	150,000千円	250,000千円	200,000千円							
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次		第5年次	第6年次			
			970千円	770千円	千円	千円		千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要				私立大学経常費補助金、資産運用収入、雑収入								
既 設 大	大 学 の 名 称		京都芸術大学									
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地		
	大学院芸術研究科 芸術専攻 (D)		年	人	3年次 人	人	博士 (芸術) 博士 (学術)	倍	平成12年度	京都市左京区北白 川瓜生山2-11		
	大学院芸術研究科 芸術専攻 (M)		2	60	0	120	修士 (芸術) 修士 (学術)	1.45	平成27年度	同上		
	芸術学部			910	13	3666		1.16		同上		
	美術工芸学科		4	170	1	682	学士 (芸術)	1.12	平成12年度			
	マンガ学科		4	45	1	182	学士 (芸術)	1.01	平成23年度			
	キャラクターデザイン学科		4	90	1	362	学士 (芸術)	1.20	平成19年度			
	情報デザイン学科		4	180	1	722	学士 (芸術)	1.14	平成12年度			
	プロダクトデザイン学科		4	45	1	182	学士 (芸術)	1.22	平成23年度			
	空間演出デザイン学科		4	60	1	242	学士 (芸術)	1.23	平成12年度			
	環境デザイン学科		4	55	1	222	学士 (芸術)	1.27	平成12年度			
	映画学科		4	80	1	322	学士 (芸術)	1.27	平成19年度			
	舞台芸術学科		4	60	1	242	学士 (芸術)	1.28	平成19年度			
	文芸表現学科		4	40	1	162	学士 (芸術)	1.16	平成23年度			

ハ 学 等 の 状 況	アートプロデュース学科	4	25	1	102	学士（芸術）	1. 17	平成16年度	
	こども芸術学科	4	30	1	122	学士（芸術）	0. 84	平成19年度	
	歴史遺産学科	4	30	1	122	学士（芸術）	1. 06	平成12年度	
	通信教育部芸術学部		650	3年次 930 2年次 30	4550		1. 54		同上
	芸術学科	4	100	3年次 160 2年次 10	750	学士（芸術）	1. 31	平成10年度	
	美術科	4	150	3年次 260 2年次 10	1150	学士（芸術）	0. 83	平成10年度	
	デザイン科	4	170	3年次 280 2年次 10	1270	学士（芸術）	2. 44	平成10年度	
	芸術教養学科	4	230	3年次 230	1380	学士（芸術）	1. 58	平成25年度	
	大学院芸術研究科（通 信教育）								同上
	芸術環境専攻	2	80	0	160	修士（芸術） 修士（学術）	1. 35	平成19年度	
附属施設の概要		名称：認可保育園 こども芸術大学 目的：自然と芸術を特徴とする保育事業 所在地：京都府京都市左京区北白川瓜生山2-116 設置年月日：平成31年4月1日 規模等：校地720.00㎡ 校舎898.34㎡							

学校法人瓜生山学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和4年度

令和5年度

	2年		3年		
	入学 定員	次編 人	次編 人	次編 人	
京都造形芸術大学					
芸術学部					
美術工芸学科	170	0	1		682
マンガ学科	45	0	1		182
キャリアクターデザイン学科	90	0	1		362
情報デザイン学科	180	0	1		722
プロダクトデザイン学科	45	0	1		182
空間演出デザイン学科	60	0	1		242
環境デザイン学科	55	0	1		222
映画学科	80	0	1		322
舞台芸術学科	60	0	1		242
文芸表現学科	40	0	1		162
アートプロデュース学科	25	0	1		102
こども芸術学科	30	0	1		122
歴史遺産学科	30	0	1		122
計	910	0	13		3,666
通信教育部 芸術学部					
芸術学科	100	10	160		750
美術科	150	10	260		1,150
デザイン科	170	10	280		1,270
芸術教養学科	230	0	230		1,380
計	650	30	930		4,550
京都造形芸術大学 大学院					
芸術研究科 芸術専攻 (M)	60	-	-		120
芸術研究科 芸術専攻 (D)	7	-	-		21
芸術研究科 (通信教育) 芸術環境専攻 (M)	80	-	-		160
計	147				301
京都芸術デザイン専門学校					
クリエイティブデザイン学科	180	-	-		360
京都文化日本語学校					
総合日本語学科	160	-	-		320

	2年		3年		
	入学 定員	次編 人	次編 人	次編 人	
京都造形芸術大学					
芸術学部					
美術工芸学科	170	0	1		682
マンガ学科	0	0	0		0 廃止
キャリアクターデザイン学科	200	0	1		802 収容定員増
情報デザイン学科	180	0	1		722
プロダクトデザイン学科	45	0	1		182
空間演出デザイン学科	60	0	1		242
環境デザイン学科	55	0	1		222
映画学科	80	0	1		322
舞台芸術学科	60	0	1		242
文芸表現学科	40	0	1		162
アートプロデュース学科	25	0	1		102
こども芸術学科	30	0	1		122
歴史遺産学科	30	0	1		122
計	975	0	12		3924
通信教育部 芸術学部					
芸術学科	130	10	260		1,070 収容定員増
美術科	150	10	260		1,150
デザイン科	800	10	950		5,130 収容定員増
芸術教養学科	330	0	500		2,320 収容定員増
計	1,410	30	1,970		9,670
京都造形芸術大学 大学院					
芸術研究科 芸術専攻 (M)	60	-	-		120
芸術研究科 芸術専攻 (D)	7	-	-		21
芸術研究科 芸術環境専攻 (M)	180	-	-		360 専攻設置
芸術研究科 (通信教育) 芸術専攻 (M)	80	-	-		160 名称変更
計	327				661
京都芸術デザイン専門学校					
クリエイティブデザイン学科	180	-	-		360
京都文化日本語学校					
総合日本語学科	160	-	-		320

2. 校地校舎等の図面

- ① 都道府県内における位置関係の図面
- ② 最寄り駅からの距離,交通機関及び所要時間がわかる図面
- ③ 校舎,運動場等の配置図
- ④ 校舎の平面図

<図面色の凡例>



大学院芸術研究科芸術環境専攻の設置に対応する施設



大学専用
(大学院・通学課程・通信教育課程含む)



附属高校・保育園共用

都道府県内における位置関係の図面



バス停 上終町・学校法人瓜生山学園京都芸術大学前 徒歩 1分
 京都駅より バス利用 50分
 四条河原町より バス利用 30分

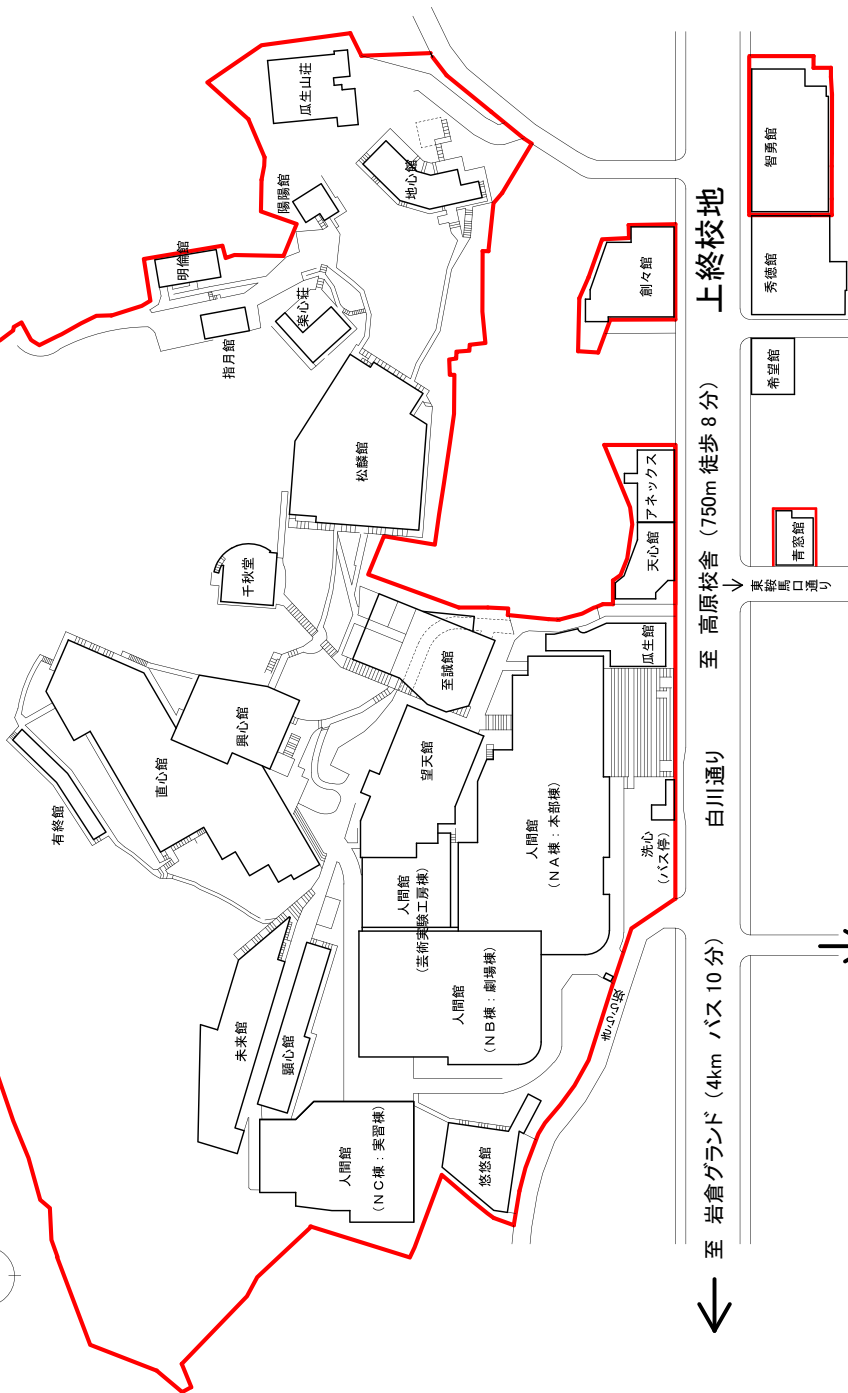
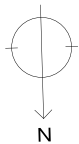
岩倉グランド校地

所在地 京都市左京区岩倉花園町 608-1



至 瓜生山キャンパスまで バス 10分 4km

瓜生山校地



上終校地

至 高原校舎 (750m 徒歩 8分)

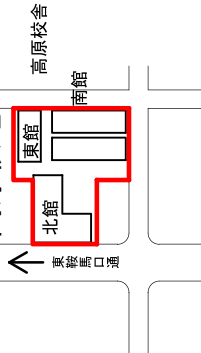
← 至 岩倉グランド (4km バス 10分)

白川通り

至 叡山電鉄 叡山本線茶山駅

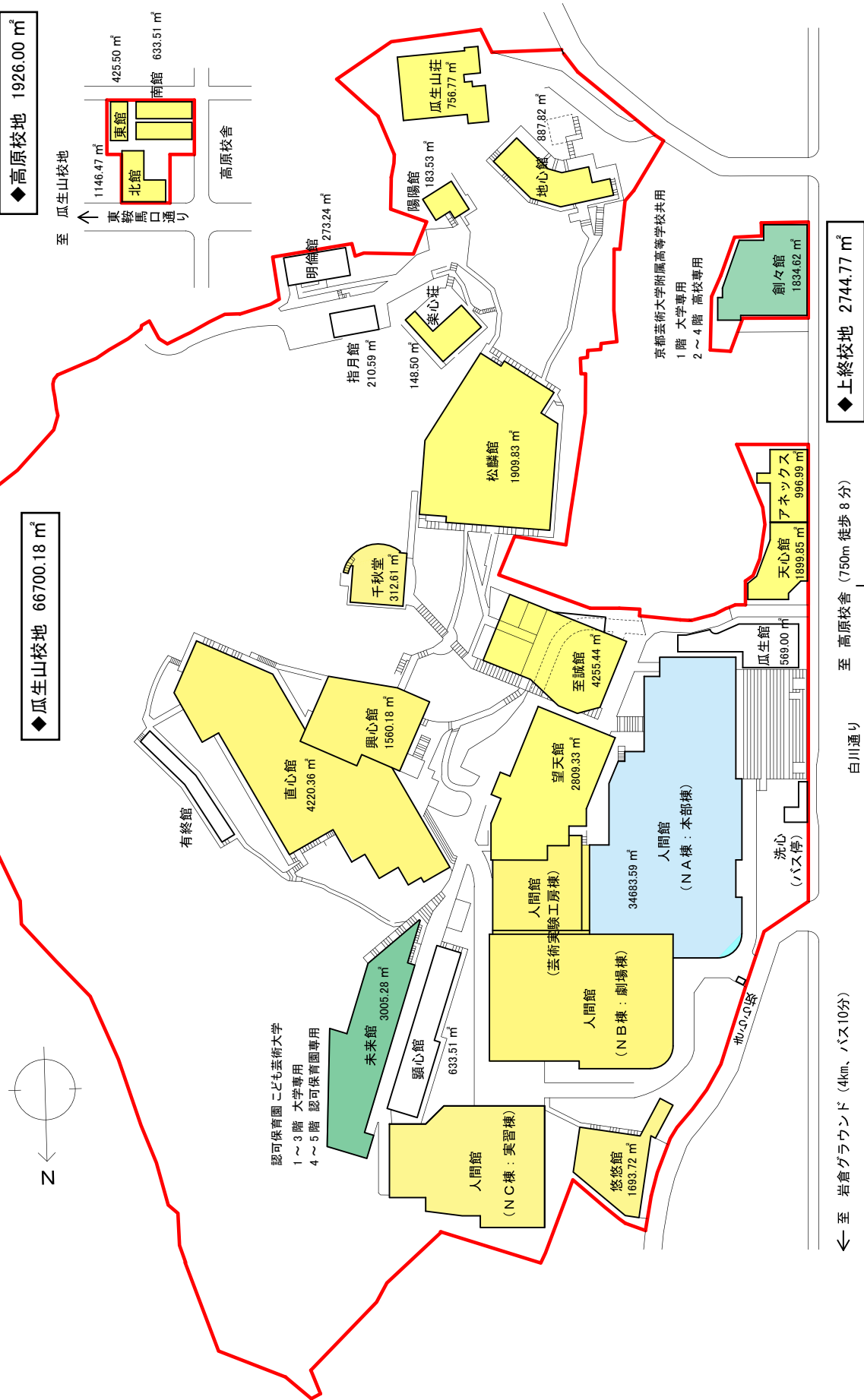
徒歩 10分 800m

高原校地



最寄の駅からの距離，交通機関及び所要時間が分かる図面

- ◆ 岩倉グラウンド校地 18501.00 m² 京都市左京区岩倉花園町 608-1
- ◆ 外苑キャンパス校地 4102.16 m² 東京都港区北青山 1-32-1



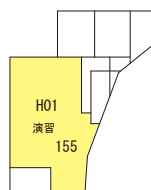
校舎・運動場等の配置図

天心館 天心館アネックス

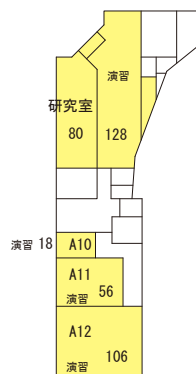


2 10
0 5 20 50m

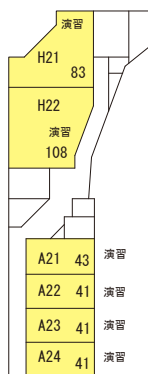
縮尺1/1000



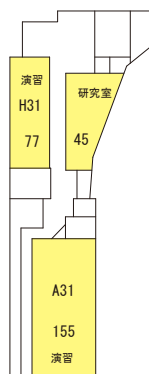
B 1 F



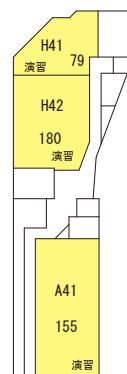
1 F



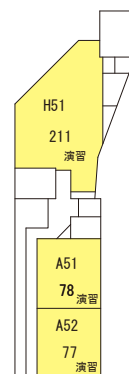
2 F



3 F

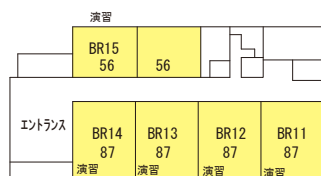


4 F

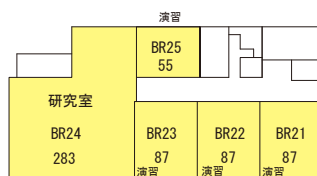


5 F

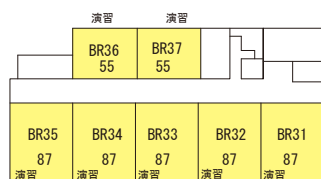
智勇館



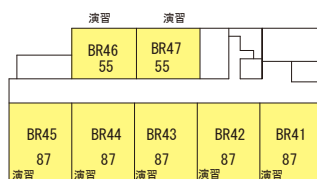
1 F



2 F

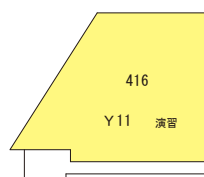


3 F



4 F

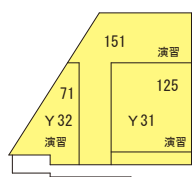
悠悠館



1 F



2 F



3 F



4 F

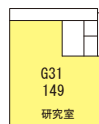
青窓館



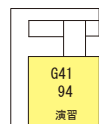
1 F



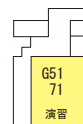
2 F



3 F

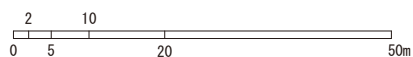


4 F

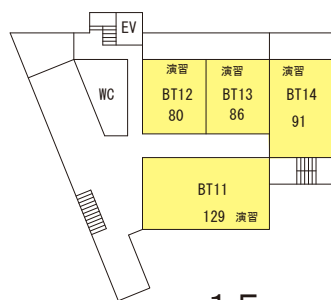


5 F

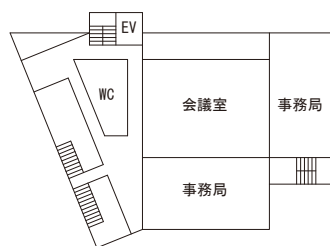
望天館



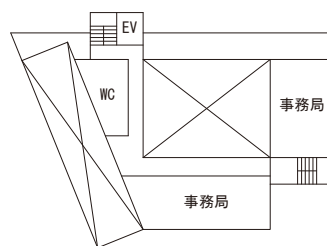
縮尺1/1000



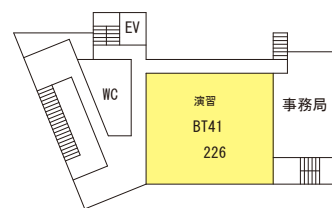
1 F



2 F

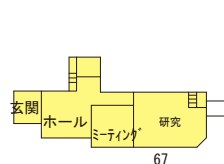


3 F

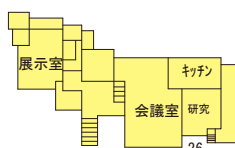


4 F

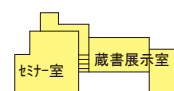
瓜生山荘



1 F

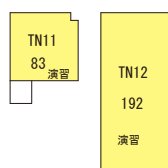


2 F

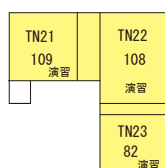


3 F

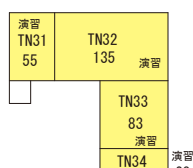
高原北館



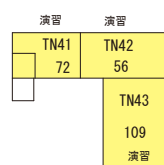
1 F



2 F

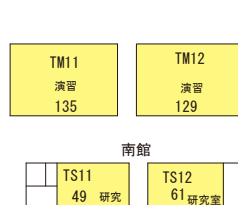


3 F



4 F

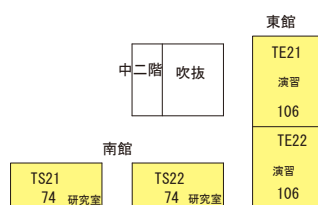
高原南館・高原東館



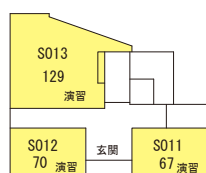
1 F



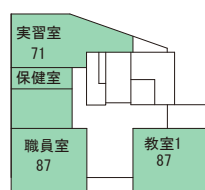
2 F



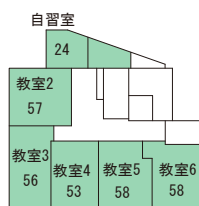
創々館



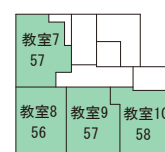
1 F



2 F
附属高校共用

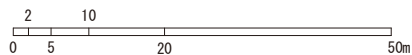


3 F
附属高校共用



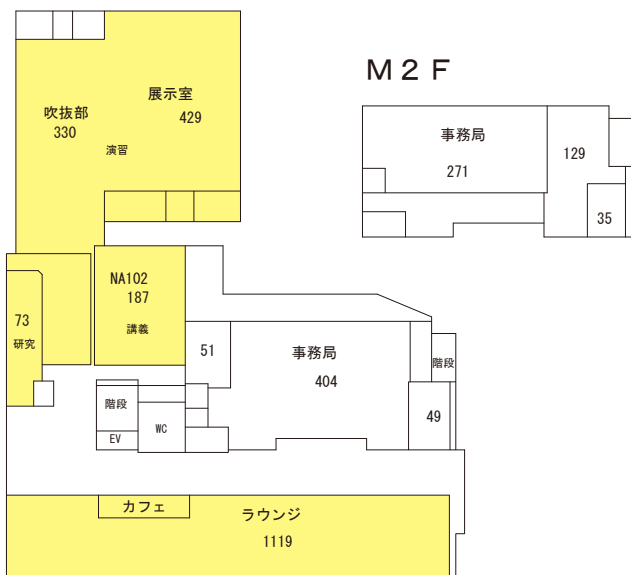
4 F
附属高校共用

人間館 N A 棟



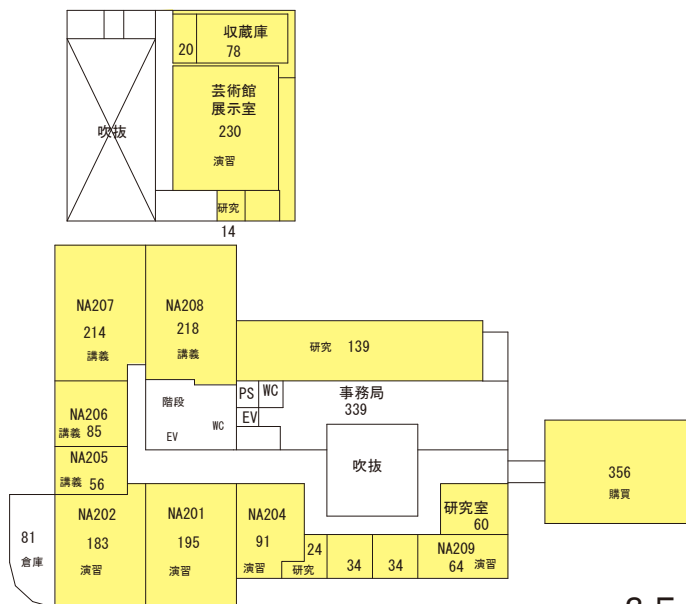
縮尺1/1000

芸術実験工房棟

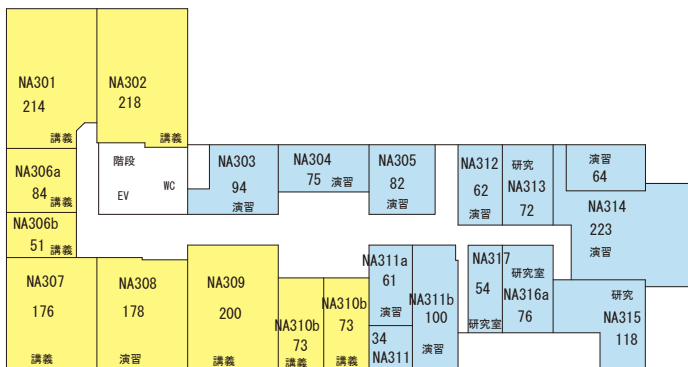


1 F

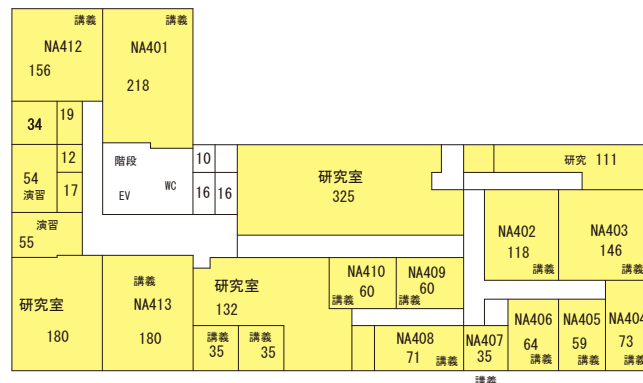
芸術実験工房棟



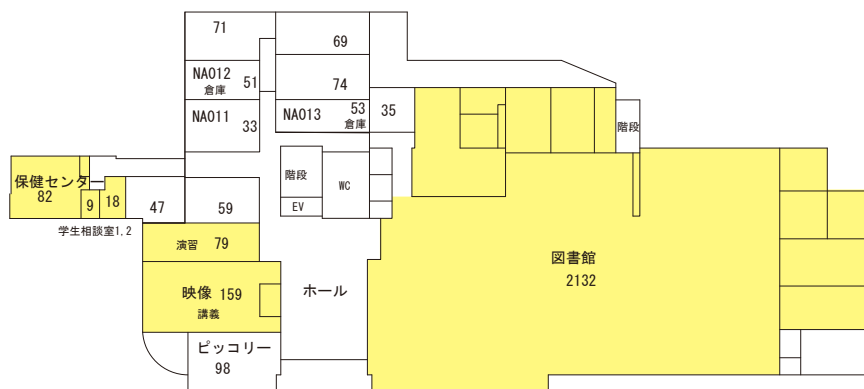
2 F



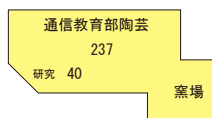
3 F



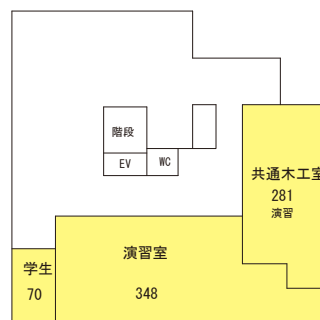
4 F



B 1 F



NB B 2 F



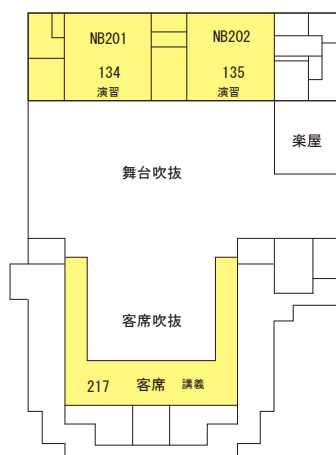
B 2 F



NB 1 F



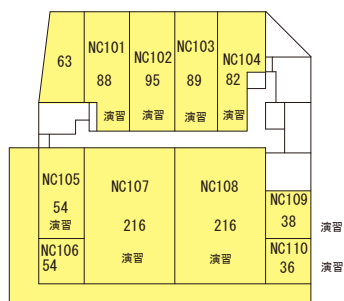
NB 2 F



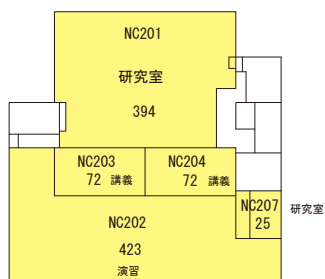
NB 3 F



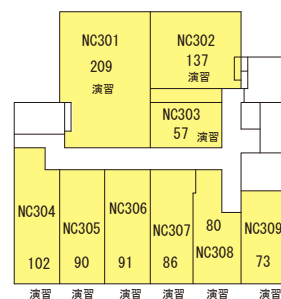
人間館 N C 棟



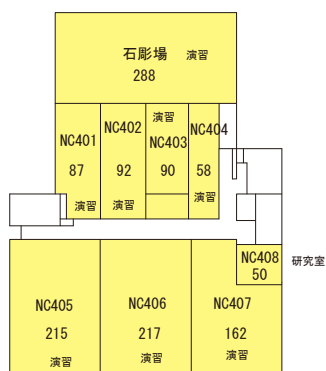
1 F



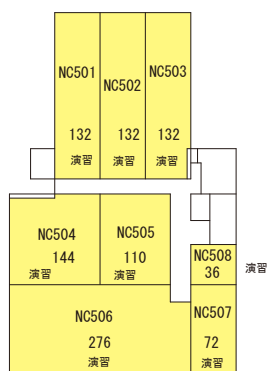
2 F



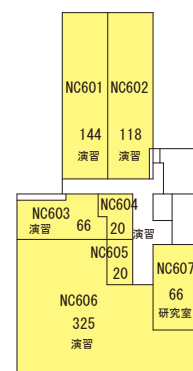
3 F



4 F



5 F



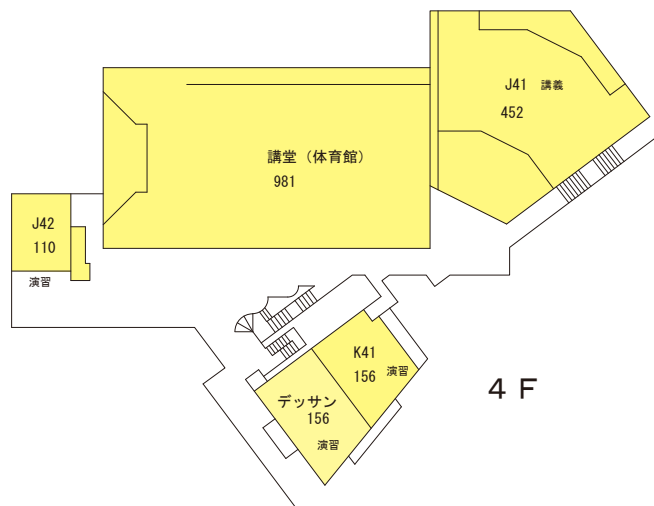
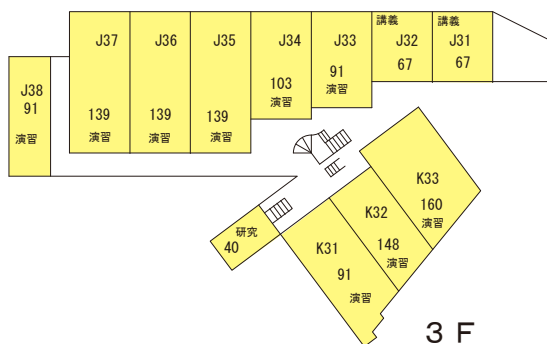
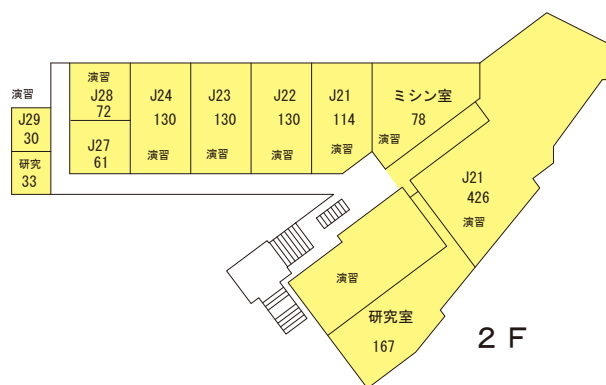
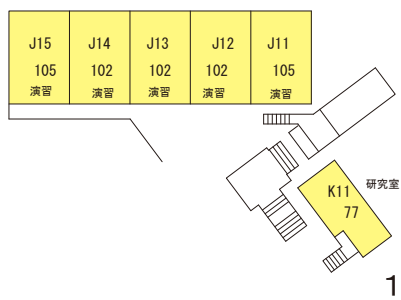
6 F

直心館

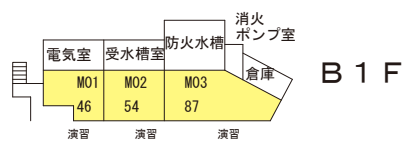
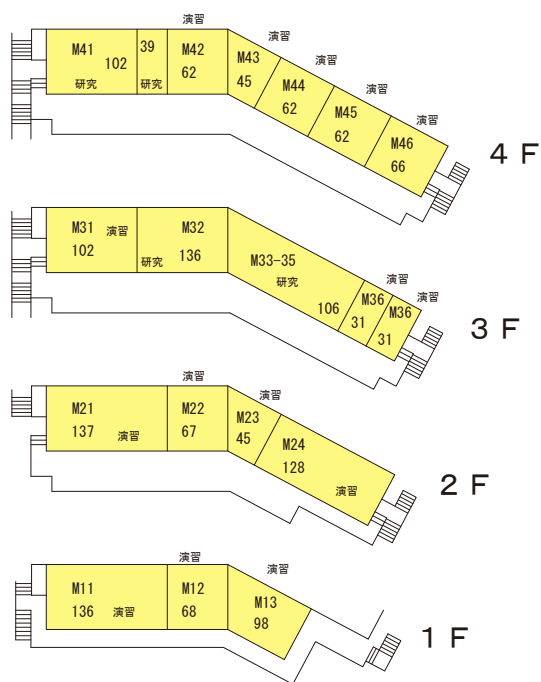


2 10
0 5 20 50m

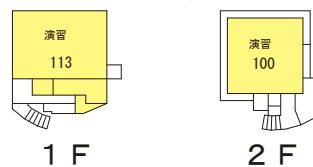
縮尺1/1000



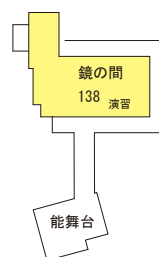
松麟館



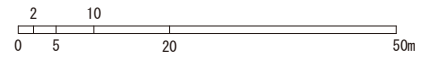
千秋堂



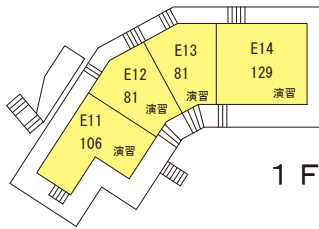
楽心荘



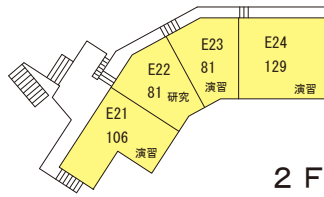
地心館



縮尺1/1000

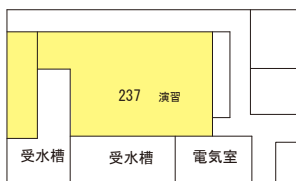


1 F

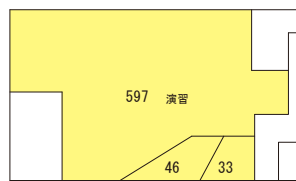


2 F

至誠館



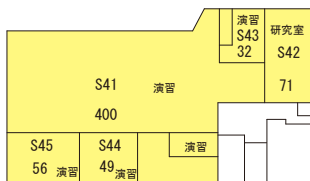
1 F



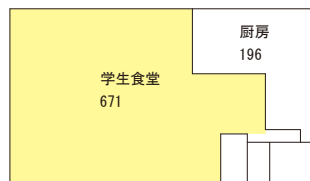
2 F



3 F



4 F

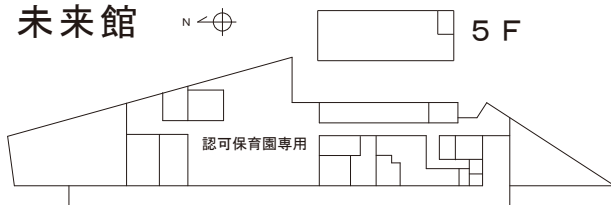


5 F

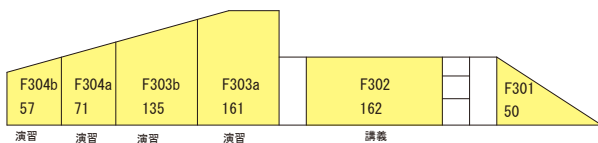


6 F

未来館

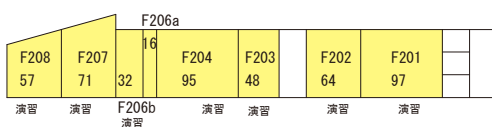


5 F

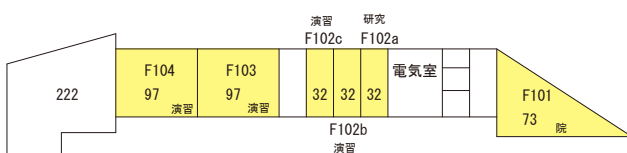


4 F

3 F

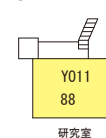


2 F

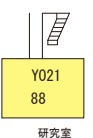


1 F

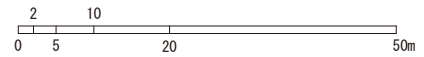
陽陽館



1 F



2 F

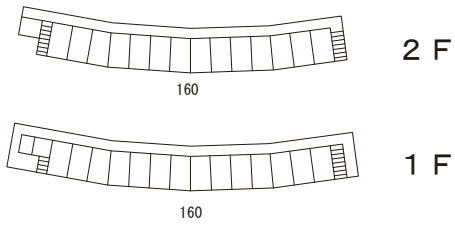


縮尺1/1000

有終館



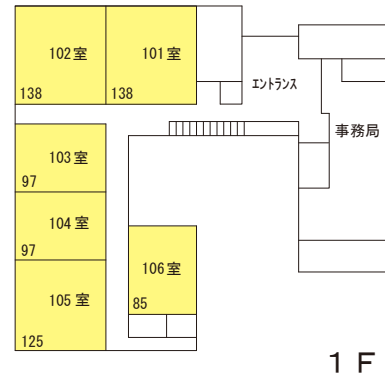
クラブボックス



外苑キャンパス



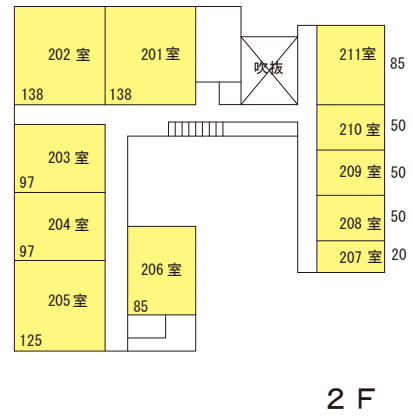
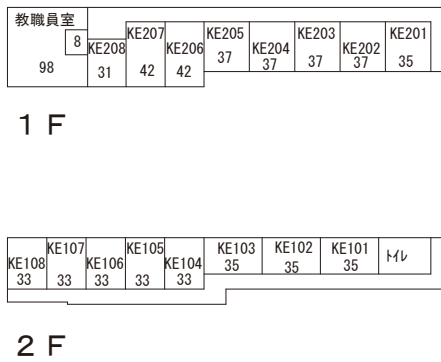
校舎面積 3096.89m²



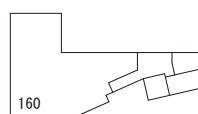
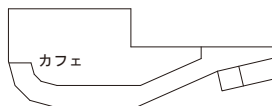
顕心館



日本語学校

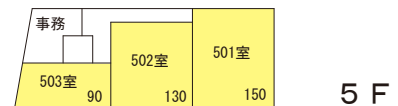


瓜生館



大阪サテライトキャンパス

校舎面積 466.92m²



京都芸術大学大学院学則 案

第1章 総 則

（目的及び使命）

- 第1条 京都芸術大学大学院（以下「本大学院」と云う。）は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、広い視野に立って精深な学識を授け、芸術文化における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。
- 2 本大学院は前項の目的を達成するために、教育研究活動等の状況についての点検及び評価を行う。

第2章 研究科、学生定員及び修業年限

（大学院の課程）

- 第2条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。
- 2 修士課程は、広い視野に立脚しつつ、個別専門領域のなかにテーマを発見・展開する能力を教授し、芸術諸分野に求められる高度な技術・技法を習得せしめるものとする。
- 3 博士課程は、自己の専門性、専門領域をより普遍的、総合的な観点から意義づける能力を研究教授し、芸術文化の深化発展に貢献し得る、真に創造的で革新的な研究者・制作者を養成するものとする。

（研究科・専攻）

- 第3条 本大学院に芸術研究科を置く。
- 2 芸術研究科に修士課程を置き、芸術専攻(M)及び芸術環境専攻(M)を置く。
- 3 芸術研究科に博士課程を置き、芸術専攻(D)を置く。

（修業年限及び在学年限）

- 第4条 本大学院の標準修業年限は修士課程2年、博士課程5年とする。
- 2 博士課程は前期2年及び後期3年の課程に区分し、博士前期課程は修士課程として扱う。
- 3 学生は修士課程4年、博士後期課程6年を超えて在学することはできない。
- 4 前項の期間には休学の期間を算入しない

（学生定員）

- 第4条の2 研究科の専攻及び収容定員は次のとおりとする。

研究科	専 攻	収容定員	
		入学定員	総定員
芸術研究科	芸術専攻(M)	60	120
	芸術環境専攻(M)	180	360
	芸術専攻(D)	7	21

第3章 研究科委員会

（研究科委員会）

- 第5条 本大学院に研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会は学長が任命する者をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科の教育研究に関する事項について、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 その他の研究科委員会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

（学年）

- 第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

- 第7条 学年を分けて次の2学期とする。
- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 前項の規定に関わらず、学長が必要と認めるときは、前期および後期の期間を変更することができる。

（休業日）

- 第8条 本学における休業日を次のとおり定める。
- 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 春季休業日 3月21日から3月31日まで
- 夏季休業日 7月31日から9月 5日まで
- 冬季休業日 12月25日から翌年1月5日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第5章 教育課程及び履修の方法

（開設授業科目及びその単位数）

- 第9条 本大学院において開設する授業科目、必修及び選択の別並びにその単位数は別表1のとおりとする。

（授業の方法）

- 第10条 授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかまたはこれらの併用により行う。
- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（履修の方法）

- 第11条 履修の方法については、本学則に定めるものの他別に定める。

（履修すべき科目の登録）

第12条 学生は毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することができない。

（単位修得の認定）

第13条 各授業科目の履修を修了した者には認定の上、単位を与える。

- 2 単位修得の方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

（追試験）

第14条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと研究科委員会が認めた者は、追試験を受けることができる。

（学習の評価）

第15条 試験等の評価は、S、A、B、C、D、Fをもって表し、C以上を合格とする。

- 2 成績評価の基準は次のとおりとする。

S	90～100	特に優れている
A	80～89	優れている
B	70～79	標準である
C	60～69	合格と認められる最低限の成績である
D	0～59	不合格
F	—	評価対象外

（単位の計算方法）

第16条 各授業科目の単位の計算方法は次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実技、実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

（他の大学院等における履修）

第17条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に国内外他の大学院の授業科目を履修させることができる。また他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、必修科目を除き、本大学院における授業科目を履修したものと、研究科委員会の議を経てみなすことができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項については、別に定める。

（既修得単位の認定）

第18条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が本大学院に入学する以前に大学院において履修した授業科目を、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものと認定することができる。

- 2 前項の規定に関連した修業年限の短縮は行わない。

- 3 前2項の規定に関し必要な事項については、別に定める。

第6章 入学及び退学、除籍等学籍関係事項 （入学の時期）

第19条 入学の時期は毎学年の始めとする。

（入学資格）

第20条 本大学院に入学できる者は、次の一に該当し、かつ本大学院において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 修士課程においては学士の学位を、博士課程においては修士の学位を有する者
- (2) 修士課程においては、外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、博士課程においては、外国において、修士の学位を取得した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 修士課程においては、本大学院が、相当年齢に達し、大学を卒業した者と同等の学力があると認めた者
- 博士課程においては、修士の学位を有する者と同等の学力があると本大学院が認めた者
- (5) 修士課程においては、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 博士課程においては、外国の大学において教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

（入学者選抜試験）

第21条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の書類等に入学検定料35,000円を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。
- 3 前項の規定による手続きを完了した者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学に関する手続き）

第22条 前条の選考により、合格と判定された者は、指定の期間内に所定の入学手続きを行わなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による手続きを完了した者について、入学を許可する。

（保証人）

第23条 入学を許可された者は、保証人を定め、本大学院の指定する期間内に届け出なければならない。

- 2 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。
- 3 保証人は父母または成年の親族等で、独立の生計を営むものとする。
- 4 保証人を変更したとき、転居したときは直ちに届出な

ければならない。

(再入学)

- 第24条 願いにより本大学院を退学した者、または第31条 (3) 号の事由により除籍された者が、退学または除籍後2年以内に再入学を希望するときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の、既に修得した単位の取り扱いについては研究科委員会の議を経て学長が決定する。
 - 3 再入学の場合の入学検定料は35,000円とし、その他必要な手続きは別に定める。

(編入学及び転入学)

- 第25条 他の大学院から本大学院に編入学または転入学を志願するものがあるときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。
- 2 前条2項の規定は本条において準用する。
 - 3 編入学および転入学の手続きに関し必要な事項は別に定める。

(休学)

- 第26条 疾病その他やむを得ない事情により6ヶ月以上就学することのできない者は、保証人連署の上、学長に休学を願い出、その許可を得なければならない。
- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
 - 3 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があると認められた者にあつては引き続きさらに1年まで延長することができる。
 - 4 休学期間は通算して2年を超えることができない。
 - 5 休学の期間は在学年数に通算しない。
 - 6 休学期間中の学納金については別に定める。

(復学)

- 第27条 休学期間満了のときまたは休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

- 第28条 外国の大学院等において学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は修業年限に通算する。
 - 3 留学の期間は半年または1年とし、これを超えることはできない。但し、特別の事由があると認められた者にあつては、引き続きさらに1年まで延長することができる。
 - 4 留学期間は通算して2年を超えることはできない。
 - 5 留学期間中の学納金は別に定める。

(退学)

- 第29条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(転学)

- 第30条 他の大学への転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(除籍)

- 第31条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。
- (1) 第4条に規定する在学年限を超えた者
 - (2) 死亡または行方不明の者
 - (3) 期間内に授業料等納付金を納付しなかった者

第7章 入学金、授業料等納付金

(入学金、授業料等納付金)

- 第32条 入学金及び授業料等納付金の額は、別表2のとおりとする。但し、納付金についてはスライド制とし、毎年改定されるものとする。
- 2 入学金は第22条の規定に則り納付しなければならない。
 - 3 授業料等納付金は、毎年これを前期、後期に分けて次の期日までに納入しなければならない。
前期 当年度の前期授業開始日まで
後期 当年度の9月20日まで
 - 4 やむを得ない事由のため学費の納付が困難となった者については、願い出により納付期限を延長し、または、分納を許可することがある。

(退学時等の場合の授業料等納付金)

- 第33条 退学もしくは転学した者、退学もしくは停学を命ぜられた者は当該期の授業料等納付金を全額納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等納付金)

- 第34条 休学時の学納金については別に定める。

(入学検定料、入学金及び授業料等納付金の不還付)

- 第35条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等納付金は、前条に定める場合を除き、還付しない。
- 2 第1項の特例は別に定める。

第8章 課程の修了及び学位

(修士課程の修了要件)

- 第36条 本大学院修士課程を修了するためには、学生は2年以上在学し、次の各号により32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または修士制作の審査および試験に合格したときは、学長が修士課程の修了を認定するものとする。
- (1) 講義科目16単位以上
 - (2) 演習科目16単位以上
 - (3) 前項の規定にかかわらず、特に優れた業績を挙げた者については、別に定めるところにより、特例として1年以上在学すれば足りるものとしてすることができる。
 - (4) 当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

第36条の2 本大学院博士課程を修了するためには、学生は3年以上在学し、次の各号により16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格したときは、学長が博士課程の修了を認定するものとする。

- (1) 講義科目4単位以上
- (2) 研究科目12単位以上
- (3) 前項の規定にかかわらず、特に優れた業績を挙げた者については、別に定めるところにより、特例として2年以上在学すれば足りるものとすることができる。

(学位の授与)

第37条 前条の規定により修士課程の認定を受けた者には修士(芸術)の学位を、前条の規定により博士課程の認定を受けた者には博士(芸術)の学位をそれぞれ授与する。

但し、芸術文化、比較文化、歴史文化の学際的分野を主たる内容とする論文については、修士(学術)、博士(学術)とすることができる。

2 本大学院の博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了しない者であっても、本学学位規程の定めるところにより、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格し、かつ本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

第9章 資格の取得

(教育職員免許状の取得)

第38条 本大学院において高等学校教諭専修免許状【美術(芸術論・芸術史・芸術表現に関わる領域)または地理歴史(歴史遺産研究の領域)】及び中学校教諭専修免許状【美術(芸術論・芸術史・芸術表現に関わる領域)または社会(歴史遺産研究の領域)】を取得しようとする者は、本大学院の課程を修了し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の取得については別に定める。

(学芸員資格の取得)

第39条 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定めるところにより、学部において開設する博物館に関する科目及び単位を修得しなければならない。

第10章 科目等履修生及び外国人学生

(科目等履修生)

第40条 本大学院において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで受講を希望するものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 受講料は1単位につき20,000円とし、当該科目を受講す

る当初に一括して納入するものとする。

- 3 科目等履修生のうち、希望する者には試験の上、単位を与え、成績証明書を交付することができる。
- 4 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第41条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考の上、入学を許可する。

- 2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経てその者を表彰する。

(罰則)

第43条 本大学院の学則に違反し、または本大学院の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経てその者を懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学および訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
 - (4) 大学院内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があると認められる者
- 4 本条の規定により退学処分となった者は在籍期間と同一履修成績のみこれを証する。

第12章 研究生及び研究センター

(研究センター)

第44条 本大学院に研究センターを置くことができる。

- 2 研究センターに関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第45条 大学院課程及び第43条で設置する研究センターに研究生を置くことができる。

- 2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第13章 通信教育課程

(通信教育課程)

第46条 本大学院に通信教育課程を置く。

- 2 通信教育課程に関する必要な事項は別に定める。

第14章 改廃

(改廃)

第47条 本学則の改廃については研究科委員会の議を経て学長が行う。

第15章 定型約款

(定型約款)

第48条 本学則その他諸規則(以下、本約款という。)を、民法

第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。

2 本約款は、民法第548条の4の規定により、変更すること
と
がある。

3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を本学のホームページに記載し、インターネットによる公開の方法により周知する。

附 則 （通信教育課程の設置に伴う一部変更）
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （科目の一部追加・変更）
この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （収容定員の変更）
この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （学費納入期日の変更、入学資格の変更、決裁者の変更、
科目の一部追加・変更）
この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （修士課程芸術専攻の設置、研究科委員会の一部変更、
学籍に関する変更、改廃の追加）
この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （科目の追加）
この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （学期期間の変更、成績評価基準の記載、改廃規定の修正、
科目の追加）
この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （学習の評価、改廃規定の変更）
この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （校名変更）
この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （新専攻設置）
この学則は、令和5年4月1日から施行する。

<注意事項>

学則第38条は文部科学省への申請事項であるので、2002年度以前の入学者には適用されない。

学則別表1 案

科目名	単位数			備考
	必修	選択	自由	
芸術専攻（修士課程）				
芸術文化論特論1	2			
芸術文化論特論2	2			
芸術文化原論1		2		
芸術文化原論2		2		
芸術文化原論3		2		
芸術文化原論4		2		
芸術文化原論5		2		
芸術文化原論6		2		
芸術文化原論7		2		
芸術文化原論8		2		
芸術文化原論9		2		
芸術文化原論10		2		
芸術分野特論1		4		
芸術分野特論2		4		
芸術分野特論3		4		
芸術分野特論4		4		
芸術分野特論5		4		
芸術分野特論6		4		
芸術分野特論7		4		
芸術分野特論8		4		
芸術分野特論9		4		
芸術分野特論10		4		
芸術分野特論11		4		
芸術分野特論12		4		
芸術分野特論13		4		
芸術分野特論14		4		
芸術分野特論15		4		
芸術分野特論16		4		
芸術分野特論17		4		
芸術分野特論18		4		
芸術分野特論19		4		
芸術文化演習1		4		
歴史遺産演習1		4		
芸術専門演習1		4		
芸術文化演習2		4		
歴史遺産演習2		4		
芸術専門演習2		4		
建築総合演習			8	
芸術文化研究1		4		
歴史遺産研究1		4		
芸術専門研究1		4		
芸術文化研究2		4		
歴史遺産研究2		4		
芸術専門研究2		4		
建築総合研究			8	
学術基礎1			2	
学術基礎2			4	
学術基礎3			4	
学術基礎4			2	
学術基礎5			4	
学術基礎6			4	
学術基礎7			4	
特殊演習1			4	
特殊演習2			4	
特殊演習3			4	
特殊演習4			2	
建築実務演習1			4	
建築実務演習2			4	
建築実務演習3			4	
建築実務演習4			4	
建築実務演習5			4	

科目名	単位数			備考
	必修	選択	自由	
芸術環境専攻（修士課程）				
芸術文化論特論1	2			
芸術文化論特論2	2			
芸術環境原論1		2		
芸術環境原論2		2		
芸術環境原論3		2		
芸術環境原論4		2		
芸術環境原論5		2		
芸術環境原論6		2		
芸術原論1		2		
芸術原論2		2		
芸術原論3		2		
芸術原論4		2		
芸術原論5		2		
芸術原論6		2		
制作行為原論1		2		
制作行為原論2		2		
制作行為原論3		2		
制作行為原論4		2		
制作行為原論5		2		
制作行為原論6		2		
芸術環境分野特論1		4		
芸術環境分野特論2		4		
芸術環境分野特論3		4		
芸術環境分野特論4		4		
芸術環境分野特論5		4		
芸術環境分野特論6		4		
芸術環境演習1	4			
芸術環境演習2	4			
建築総合演習			8	
芸術環境研究1	4			
芸術環境研究2	4			
建築総合研究			8	
学術基礎1			2	
学術基礎2			4	
学術基礎3			4	
学術基礎4			2	
学術基礎5			4	
学術基礎6			4	
学術基礎7			4	
比較芸術環境論演習			2	
建築実務演習1			4	
建築実務演習2			4	
建築実務演習3			4	
建築実務演習4			4	
建築実務演習5			4	
芸術専攻（博士課程）				
比較芸術文化論特論	4			
研究Ⅰ		12		
研究Ⅱ		12		
研究Ⅲ		12		
研究Ⅳ		12		
研究Ⅴ		12		
研究Ⅵ		12		
制作Ⅰ			12	
制作Ⅱ			12	
制作Ⅲ			12	
制作Ⅳ			12	
理論研究1	4			2021年度入学生から適用
理論研究2	4			2021年度入学生から適用
理論研究3	4			2021年度入学生から適用
制作研究1			4	2021年度入学生から適用
制作研究2			4	2021年度入学生から適用
制作研究3			4	2021年度入学生から適用

学則別表2 案（学費）

課程	入学金	授業料	施設費	合計
芸術専攻 （博士課程）	200,000	927,000	150,000	1,277,000
芸術専攻 （修士課程）	200,000	927,000	300,000	1,427,000
芸術環境専攻 （修士課程）	200,000	670,000	100,000	970,000

京都芸術大学学則 変更の事由及び変更点

デザイン系諸領域をひとつの専攻として独立させるため、令和5年4月より芸術環境専攻（入学定員180名）を新設する。

京都芸術大学大学院学則 変更部分の新旧対照表

新	旧
第2章 研究科、学生定員及び修業年限 (大学院の課程)	第2章 研究科、学生定員及び修業年限 (大学院の課程)
第2条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。 2 修士課程は、広い視野に立脚しつつ、個別専門領域のなかにテーマを発見・展開する能力を教授し、芸術諸分野に求められる高度な技術・技法を習得せしめるものとする。 3 博士課程は、自己の専門性、専門領域をより普遍的、総合的な観点から意義づける能力を研究教授し、芸術文化の深化発展に貢献し得る、真に創造的で革新的な研究者・制作者を養成するものとする。	第2条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。 2 修士課程は、広い視野に立脚しつつ、個別専門領域のなかにテーマを発見・展開する能力を教授し、芸術諸分野に求められる高度な技術・技法を習得せしめるものとする。 3 博士課程は、自己の専門性、専門領域をより普遍的、総合的な観点から意義づける能力を研究教授し、芸術文化の深化発展に貢献し得る、真に創造的で革新的な研究者・制作者を養成するものとする。
(研究科・専攻)	(研究科・専攻)
第3条 本大学院に芸術研究科を置く。 2 芸術研究科に修士課程を置き、芸術専攻(M)及び芸術環境専攻(M)を置く。 3 芸術研究科に博士課程を置き、芸術専攻(D)を置く。	第3条 本大学院に芸術研究科を置く。 2 芸術研究科に修士課程を置き、芸術専攻(M)を置く。 3 芸術研究科に博士課程を置き、芸術専攻(D)を置く。
(修業年限及び在学年限)	(修業年限及び在学年限)
第4条 本大学院の標準修業年限は修士課程2年、博士課程5年とする。 2 博士課程は前期2年及び後期3年の課程に区分し、博士前期課程は修士課程として扱う。 3 学生は修士課程4年、博士後期課程6年を超えて在学することはできない。 4 前項の期間には休学の期間を算入しない	第4条 本大学院の標準修業年限は修士課程2年、博士課程5年とする。 2 博士課程は前期2年及び後期3年の課程に区分し、博士前期課程は修士課程として扱う。 3 学生は修士課程4年、博士後期課程6年を超えて在学することはできない。 4 前項の期間には休学の期間を算入しない
(学生定員)	(学生定員)
第4条の2 研究科の専攻及び収容定員は次のとおりとする。	第4条の2 研究科の専攻及び収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
芸術研究科	芸術専攻(M)	60	120
	芸術環境専攻(M)	180	360
	芸術専攻(D)	7	21

研究科	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
芸術研究科	芸術専攻(M)	60	120
	芸術専攻(D)	7	21

学則別表1 変更部分の新旧対照表

新					旧				
科目名	単位数			備考	科目名	単位数			備考
	必修	選択	自由			必修	選択	自由	
芸術環境専攻（修士課程）									
芸術文化論特論1	2			新設					
芸術文化論特論2	2			新設					
芸術環境原論1		2		新設					
芸術環境原論2		2		新設					
芸術環境原論3		2		新設					
芸術環境原論4		2		新設					
芸術環境原論5		2		新設					
芸術環境原論6		2		新設					
芸術原論1		2		新設					
芸術原論2		2		新設					
芸術原論3		2		新設					
芸術原論4		2		新設					
芸術原論5		2		新設					
芸術原論6		2		新設					
制作行為原論1		2		新設					
制作行為原論2		2		新設					
制作行為原論3		2		新設					
制作行為原論4		2		新設					
制作行為原論5		2		新設					
制作行為原論6		2		新設					
芸術環境分野特論1		4		新設					
芸術環境分野特論2		4		新設					
芸術環境分野特論3		4		新設					
芸術環境分野特論4		4		新設					
芸術環境分野特論5		4		新設					
芸術環境分野特論6		4		新設					
芸術環境演習1	4			新設					
芸術環境演習2	4			新設					
建築総合演習			8	新設					
芸術環境研究1	4			新設					
芸術環境研究2	4			新設					
建築総合研究			8	新設					
学術基礎1			2	新設					
学術基礎2			4	新設					
学術基礎3			4	新設					
学術基礎4			2	新設					
学術基礎5			4	新設					
学術基礎6			4	新設					
学術基礎7			4	新設					
比較芸術環境論演習			2	新設					
建築実務演習1			4	新設					
建築実務演習2			4	新設					
建築実務演習3			4	新設					
建築実務演習4			4	新設					
建築実務演習5			4	新設					

学則別表2（学費）(単位：円)

新					旧				
課程	入学金	授業料	施設費	合計	課程	入学金	授業料	施設費	合計
芸術専攻 (博士課程)	200,000	927,000	150,000	1,277,000	芸術専攻 (博士課程)	200,000	927,000	150,000	1,277,000
芸術専攻 (修士課程)	200,000	927,000	300,000	1,427,000	芸術専攻 (修士課程)	200,000	927,000	300,000	1,427,000
<u>芸術環境専攻 (修士課程)</u>	<u>200,000</u>	<u>670,000</u>	<u>100,000</u>	<u>970,000</u>					

設置の趣旨等を記載した書類 本文

目次

① 設置の趣旨及び必要性	…p.2
② 修士課程までの構想か、または、博士課程までの設置を想定した構想か。	…p.2
③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	…p.2
④ 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）	…p.2
⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	…p.3
⑥ 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	…p.4
⑦ 基礎となる学部（または修士課程）との関係	…p.4
⑧ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	…p.4
⑨ 入学者選抜の概要	…p.5
⑩ 教員組織の編制の考え方及び特色	…p.5
⑪ 施設・設備等の整備計画	…p.6
⑫ 管理運営	…p.6
⑬ 自己点検・評価	…p.7
⑭ 情報の公表	…p.8
⑮ 教育内容等の改善のための組織的な研修等	…p.8

① 設置の趣旨及び必要性

本学大学院では長らく芸術によって社会に貢献できる人材の育成を目指してきた。ただ、その目的に沿って輩出する人材は、学術論文の執筆者や芸術作品の創造者というばかりではない。とりわけ人間の生活環境を構成するさまざまな要素のありかたを探究し、個人の行動や社会の機能に新たな可能性を提供できる環境を創出することは本学の重要な使命である。とりわけ、モノや空間の設計、サービス提供や情報伝達のかたちの創案など、デザインの領域はこれからの我が国の文化、産業、社会にとって求められるところが大い。このたび専攻を再編することで、大学院としての個性をさらに強めるとともに、社会的な要請に応えたい。

本学大学院芸術研究科では芸術専攻の中に6領域を設けていたが、それは大きく3つに区分される。すなわち、芸術文化や歴史遺産に関わる文化研究を専らとする領域、絵画、立体造形、工芸といった美術に関わる領域、それに建築、グラフィック、アニメーションといったデザインに関わる領域である。最後のデザイン関連の諸領域は上記の本学の使命を実現するために極めて重要な位置を占めており、また、実際、このデザイン関連の領域は近年著しく志願者数が増加し、入学者も定員全体の過半を占めるに至っている。今回の専攻設置は、このデザインにかかわる領域群を独立させる形となっている。

これは単に大学院の特色を明確に打ち出すためだけではない。デザインの理論的考察力と実践的制作能力を獲得するためには、さまざまな現場の具体的状況とかかわり、フィールドリサーチや学外との連携などを柔軟にカリキュラムに取り入れてゆくことがきわめて重要である。そこであらたにデザイン系諸領域をひとつの専攻として独立させ、そのことで他機関・地域との連携をより促進できるカリキュラムを実現することを目指している。

② 修士課程までの構想か、または、博士課程の設置を目指した構想か

本学大学院芸術研究科では博士課程（芸術専攻）をすでに設置している。今回新設する専攻は必ずしも大学・研究所等での研究職に従事する人材を育成することを目的としていないが、修士課程での研究内容がさらに博士課程での研究に相応しい場合は、本学の博士課程（芸術専攻）ないし他大学の博士課程への進学も積極的に支援する。

③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

芸術研究科 芸術環境専攻 修士（芸術）及び修士（学術）

④ 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）

芸術研究科芸術環境専攻（修士課程）は、既設の芸術専攻からデザインに関連する研究領域を分離独立させたものである。研究領域の柱は、下記の3領域に分類される。

(a) 情報デザイン・プロダクトデザイン領域

情報デザイン、イラストレーション、ビジュアルコミュニケーションデザイン、アニメーション、マンガ、絵本、キャラクターデザイン、ゲームデザイン、プロダクトデザイン

(b) 建築・環境デザイン領域

建築デザイン、インテリアデザイン、ランドスケープデザイン、日本庭園（設計、保全、活用）

(c) 文化デザイン・芸術教育領域

芸術教育〈社会人学習支援、こども芸術教育、福祉のアート〉、文化創生〈地域文化デザイン、SDGs デザイン、地域ブランディング、空間演出デザイン〉、メディアコンテンツ研究〈映像、舞台、文学、マンガ、アニメーション〉、アートプロジェクト〈アートプロデュース、地域アート〉

上記3領域で編成される教育課程は、課程制大学院制度の趣旨に則り、下記の通り構成している。

第一に、領域に共通する「演習・研究科目」を中心的科目として開講し、指導教員による研究・制作指導を通じて多視点による教育指導を実現する。

次に講義科目は、日本の芸術文化を広い視野から概観するとともに、学内外の専門家の言葉に刺激を受け、自己の専門的視座を問い直すことを目的とする「芸術文化論特論」を必修とし、芸術文化の基底となる考え方と研究の基本的道筋を学ぶ「芸術環境言論」は選択必修とし、各領域における研究・制作の基礎、基盤となる、より専門的視座に特化した「分野特論」は、領域の専門性を深く追及する科目群である。また、外国人留学生の日本語力及び日本人学生の英語力を含めたコミュニケーション能力の向上、日本語による論理的記述法の向上を目的とした複数の「学術基礎」を、学部段階における教養教育の補完から発展的内容まで段階的に開講する。それに領域横断のワークショップ、フィールドリサーチを主とする特殊演習によって、専門性に閉じることのない地球的な視野を獲得することも目指している。

また、知的学識の涵養については、正規開講の科目履修以外にも、大学の附置機関である研究所、研究センターが開催する公開講座やセミナーへの積極的参加を奨励する。

⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(a) 教育方法、履修指導、研究指導の方法

基本的には専攻共通の問題を講じる講義と、学生個々の研究テーマに基づく発表と討論によるゼミを教育の基軸とする。その際に、単に教室での対面授業をのみ行うのではなく、インターネットを活用した日常的な教員・学生の研究交流や研究制作支援を行うことで、演習授業をより有効に進める。それに加えて、大学キャンパス内での講義やゼミだけでなく、学外の諸機関、たとえば地方の自治体や学校、伝統産業の工房や研究所、企業やデザイン事務所などと交流しつつ、現場の具体的な課題や解決方法を研究機会とする。

1 年次の初期段階では、各専門領域において、領域を担当する大学院指導教員を中心に、研究課題設定のための基本調査と研究方法の検討が行われ、主たる指導教員の決定とともに研究計画書の作成・提出が行われる。1 年次「演習科目」では、主として修士課程における研究のための基盤的な準備が整えられるが、個別の研究課題に応じた指導体制のもとで、各課題に即し、関連する適切な講義、演習が行われる。1 年次の年度末には、年間の研究報告書と 2 年次における研究計画書を作成・提出する。

2 年次「研究科目」では、学位論文または特定課題の完成に向けた研究指導が行われるが、1 年次に継続して、各課題に即した発展的な講義、演習も行われ、後期が始まるまでに「論文等題目届」を提出し、学位申請の準備を整えていく。【資料 1】【資料 2】

(b) 修了要件

修了要件は、2 年以上在学し、「演習・研究科目」16 単位と、必修及び選択必修である講義科目を 16 単

位以上（「芸術文化論特論」4単位、「原論」2単位以上、「分野特論」4単位を含む）、合計32単位以上を修得し、かつ研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験を合格するものとする。ただし、特定の課題についての研究成果を学位論文に代えることができる。

(c)学位審査

学位審査では現行の学位規程に即して、主査1名、副査2名の審査体制により、提出物に対する評価、口述試験による評価を総合し、合否が決定される。口述試験は原則として公開形式で実施され、倫理審査体制を保持する。

(d)成果の公表

修士の学位を授与された論文及び修士制作物等の研究成果については、年度末に実施する「修了展」で展示公開される。併せて、印刷物「修了展記録集・論文要旨集」として編集・発行する。

⑥ 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

デザイン関連の領域群からなるため、具体的な場所を想定した建築物の設計や地域コミュニティでのサービス開発といった特定課題研究を想定している。特定課題研究は学生が指導教員に提出する研究計画に沿って行われ、定期的な成果発表と最終的な研究報告書によって審査される。特定研究課題としてはグラフィックデザイン、映像の制作、あるいは建築設計、地域での実践活動に基づく調査研究などとなる。ただし、それらを単なる実践的な成果に終わらせることなく、普遍化、応用できるケーススタディとして評価できるものとするため、それらの成果をまとめたポートフォリオに加えて、制作物や活動成果を客観的に評価分析する制作研究活動報告書を4,000字～16,000字の範囲で執筆することを課す。また、特定の課題についての研究成果の審査については、本学の学位規程に定められているとおり、修士論文の評価基準を準用して審査を行う。

⑦ 基礎となる学部（修士課程）との関係

既設の芸術研究科には、芸術研究科芸術専攻（修士課程）、芸術研究科（通信教育）芸術環境専攻（修士課程）、芸術研究科芸術専攻（博士課程）を設置している。基礎となる芸術専攻（修士課程）とは、ディプロマ・ポリシーと基本のカリキュラム構造は共有する。ただし、講義科目の編成はよりデザインに特化した専門的な科目群を設けるとともに、授業の開講形態についても、オンラインによる遠隔授業や現地フィールドワークなどを活用してデザインの実践的研究に適したものに変更する。

今回設置する芸術研究科芸術環境専攻（修士課程）が擁する3領域、情報デザイン・プロダクトデザイン領域、文化デザイン・芸術教育領域、建築・環境デザイン領域は、それぞれ既設の芸術学部が擁する各学科の学問領域を発展させたものとなっており、教育内容、教員体制、施設・設備においても深い対応関係にある。【資料3】

⑧ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

インターンシップなど一部を除き、ほとんどの科目で、教室での対面による授業と並行して、インターネット上での動画やテキストの共有により授業を進める。主な形態は以下の3つとなる。

- (a) 講義動画の配信（対面授業に先立つ予習と授業の振り返り）
- (b) 教員や学生との質疑応答、ディスカッション
- (c) インターネット上での共同制作（成果物の共有と編集）

⑨ 入学者選抜の概要

本専攻のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

- (a) 社会の課題に真摯に向き合い、みずからの力で解決をはかろうとする意欲を持っていること。
- (b) 芸術に関する基礎的な教養を有し、柔軟な思考とコミュニケーションの能力を有していること。
- (c) 各自の専門分野に応じて、修了研究・修了制作を遂行しうる基礎的な能力を有していること。

選抜方法は2段階選抜として、研究計画書・研究計画書英語要旨・ポートフォリオもしくは論文にて書類選考を行った後、通過者に対して口述試験を実施する。審査態勢は、志願者1名に対し書類選考2～3名、口述試験2名とする。選抜日程は前期、後期と2回設定し、選抜内容は同じものとする。

選抜基準に関しては、アドミッション・ポリシーに即した基礎力を持つ人材を確保するために、以下の提出物や口述試験にて評価する。

(a) 研究計画書・研究計画書英語要旨

修士論文及び修了制作を遂行しうる基礎的な能力の有無を測り、自身の研究テーマを具現化させるための構想力を見る。

(b) ポートフォリオもしくは論文

学部における研究・制作の成果を測り、修士課程において研究計画に基づき、深化させる能力があるかを見る。

(c) 口述試験

今後推し進めようとする研究制作の問題の本質や課題などを理解し、解決する能力があるかを判断する。

留学生の日本語能力については、日本語学校の出席状況証明書・学業成績証明書にて評価する。経費支弁能力については経費支弁誓約書とその根拠となる証明書を提出させる。在籍管理については、留学生担当部署として事務局の教学支援一課が対応し、専任の担当者を配置して留学生の在籍管理を行っているほか、日常的な生活相談や生活指導も併せて行っている。日本語教育については、併設校である京都文化日本語学校にて教鞭をとる教員が日本語科目を担当し正課内でのサポートを行っている。なお、社会人も積極的に受入れを行い、その定義は就業経験がある者とする。

⑩ 教員組織の編成の考え方及び特色

研究科長は専攻全体を統括する専攻長とともに専攻の運営にあたる。専攻長のもとで、各領域に授業科目と講師陣の編成、質的チェック、ブラッシュアップを担当する領域長を1名ずつ置く。研究科委員会の

委員長は研究科長が担い、専攻長、領域長は研究科委員として委員会の運営にあたる。

領域内に分野やゼミを主管する教員を配し、領域長と協力して学生指導にあたり、学位審査をはじめ成績評価を担当する。その他、遠隔通信手段を活用して学生の日々の研究制作を指導する教員も各分野に配置する。さらに、教員間の連携をはかることで、学生の研究制作を恒常的に支援する。

責任と役割分担を明確にしつつ、ICT による教員・学生のピアサポートを念頭に置いた編成に特色があるといえる。

⑪ 施設・設備等の整備計画

(a) 校地、運動場の整備計画

校地、運動場については、既に大学設置基準を十分に満たしており、新たな整備計画はない。

(b) 校舎等施設の整備計画

本学では、開学以来、常に教育研究環境の整備及び充実に努めてきたため、現状において十分な校舎等施設を有している。また、専攻における専用教室の他に、基礎となる既設の学科との教員や学生間での交流・連携を充実するため、大学全体での共有の実習工房等も活用している。また、芸術環境専攻においては、その教育の特長としてゼミごとの共通課題に複数の学生が取り組む教育手法が挙げられる。こうした教育手法に対応するため、大型のミーティングテーブルを複数設置した共用のミーティングスペースを本部棟である人間館 NA314 教室に配置する。このことにより、必要十分な施設を整備する。

(c) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学図書館の蔵書は、令和 4（2022）年度 4 月現在、図書 174,984 冊（うち外国書 19,412 冊）、学術雑誌 1,173 タイトル（うち外国書 138 タイトル）、視聴覚資料 11,578 点を備えるほか、国立情報学研究所論文情報ナビゲーター「CiNii」やジャパンナレッジプラスなどのデジタルデータベースも利用可能となっており、芸術系大学の特色に基づいた様々な資料を収蔵し、学生の学習を支援している。また、開設年度である令和 5（2023）年度以降も大学全体として図書年間約 1,600 冊、視聴覚資料については年間約 70 本のペースで資料の充実を図る計画である。また大学院所属の教員からの蔵書購入の要望は年間通じて受付けており研究・指導の充実を図ることのできる体制となっている。

本学の図書館の面積は 2,132.13 m²で、455 席の閲覧座席数を有している。また、視聴覚ブースや蔵書検索用パソコン、館内貸出用パソコン、レファレンスコーナーも備えており、館内には無線 LAN を配備し、パソコンを活用した学習・研究環境を提供している。開館日も祝日・年末年始や資料整備のための期間や長期休暇中の一定期間を除いて月曜から日曜まで毎日開館しており、開館時間も平日と土曜日は 9：00～20：00、日曜日と春季短縮開館期間は 10：00～18：00 と、学生や一般の利用者の利便性を考慮した運営となっている。

⑫ 管理運営

理事会のもとに常任理事会を置き、法人内の意思決定機関としている。また、全学的な教学面の意思決定機関として理事会から校務を委任された学長を議長とする学長会を設置している。会議体を構成するメンバーは、学長のほか通学課程からは副学長、研究科長、学部長、事務局長が参加しており、教員及び職員が意思決定に意見を述べることのできる体制を構築している。その他の各種会議体においても教員と職

員が参加し、教員及び職員がそれぞれ大学運営及び意思決定に意見を述べる体制を整えている。また、本学の教育活動上の事項は、京都芸術大学大学院学則第 3 章第 5 条に規定するとおり研究科委員会を置き、そこで審議・決定している。研究科委員会の構成は同学則 5 条の 2 のとおり研究科長及び研究科長が任命する者としている。また、研究科委員会での審議事項は以下のとおりである。

- (a) 教育課程及び授業に関する事項
- (b) 学則及び諸規程に関する事項
- (c) 学生の入学、修了及び、退学、除籍の学籍に関する事項
- (d) 学生の福利厚生に関する事項
- (e) 学生の賞罰に関する事項
- (f) 学位審査、学位授与に関する事項
- (g) 教員の人事に関する事項
- (h) 教員の研究等に関する事項
- (i) その他、教育研究上必要と思われる重要事項

なお、本学では教学運営の円滑化を図るため、京都芸術大学教授会規程に則り、教授会のもとに教授会の構成メンバーによる研究科委員会を設置し、その議決をもって教授会の議決とすることができるようにしている。研究科委員会は月 1 回定例開催されている。また、上記のほか、全学的な委員会組織として「国際交流委員会」「人間関係委員会」をはじめとする各種委員会を組織し、学生の修学支援及び教育の質の向上に努めている。なお、これらの委員会は研究科委員会で選出された構成員で構成され、定期的に開催されている。

⑬ 自己点検・評価

本学では開学以来、教育の質の向上に努めてきたが、本学の教育の理念、目標に照らして、教育研究活動の状況を点検・評価することにより、現状を把握するとともに達成状況や問題点を確認し、改善を図っている。毎年度後期末に授業改善アンケートを実施し、その結果を授業運営や指導、教育計画に反映させ改善を図る仕組みとなっている。また、教員の教育研究活動の評価についてはこれまでも毎年の教育研究業績書の提出及びそれに基づく毎年度の教員面談を実施してきたが、さらに点検内容及び方法の見直しを行い、従来の教育研究業績書に加え、教員の活動を「教育・指導」「運営」「研究・制作」「社会貢献」に大別し、それぞれに対する自己評価及び同僚・所属長評価を実施する自己点検評価書を導入した。それらに基づき毎年評価対象者と評価者が面談を行い、コミュニケーションを行なう中で教育研究を評価し、質的向上を目指す内容とした。

さらに、平成 15（2003）年度には大学基準協会による大学機関別認証評価を受審し、同協会の基準に適合しているとの評価を受けた。平成 22（2010）年度と平成 29（2017）年度に、財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受けている。また、社会に対する説明責任を果たすことを目的に、平成 19（2007）年度から自己点検・評価報告書を大学ホームページ上に公開している。

⑭ 情報の公表

大学ホームページ内にて、以下の事項を公開している。当該申請による事項についても、同様にホームページ上に掲載し情報提供を行なう。

<http://www.kyoto-art.ac.jp/>

- (a) 学部、学科等の理念
- (b) シラバス
- (c) 専任教員の研究活動
- (d) 法人の概要（大学の沿革、定員、学生数、教職員数）
- (e) 事業報告
- (f) 財務状況
- (g) 財産目録
- (h) 貸借対照表
- (i) 資金収支計算書、消費収支計算書
- (j) 監査報告書
- (k) 自己点検・評価報告書

⑮ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

学生による「授業改善アンケート」を今後も継続的に実施することで、授業内容方法の改善に役立てる。研修科委員会においては、領域毎の学生状況や授業運営、指導上の工夫など情報共有と意見交換を行い、指導力向上に活かしている。基礎となる学部についてはFD委員会の企画運営による組織的なFDを実施しており大学院担当教員も参加が義務化されている。

設置の趣旨等を記載した書類 資料

目次

【資料1】芸術環境専攻 履修モデル	…p.2
【資料2】芸術環境専攻 修了までのスケジュール	…p.3
【資料3】既設の学部及び修士課程との対応関係	…p.4

【資料1】芸術環境専攻 履修モデル

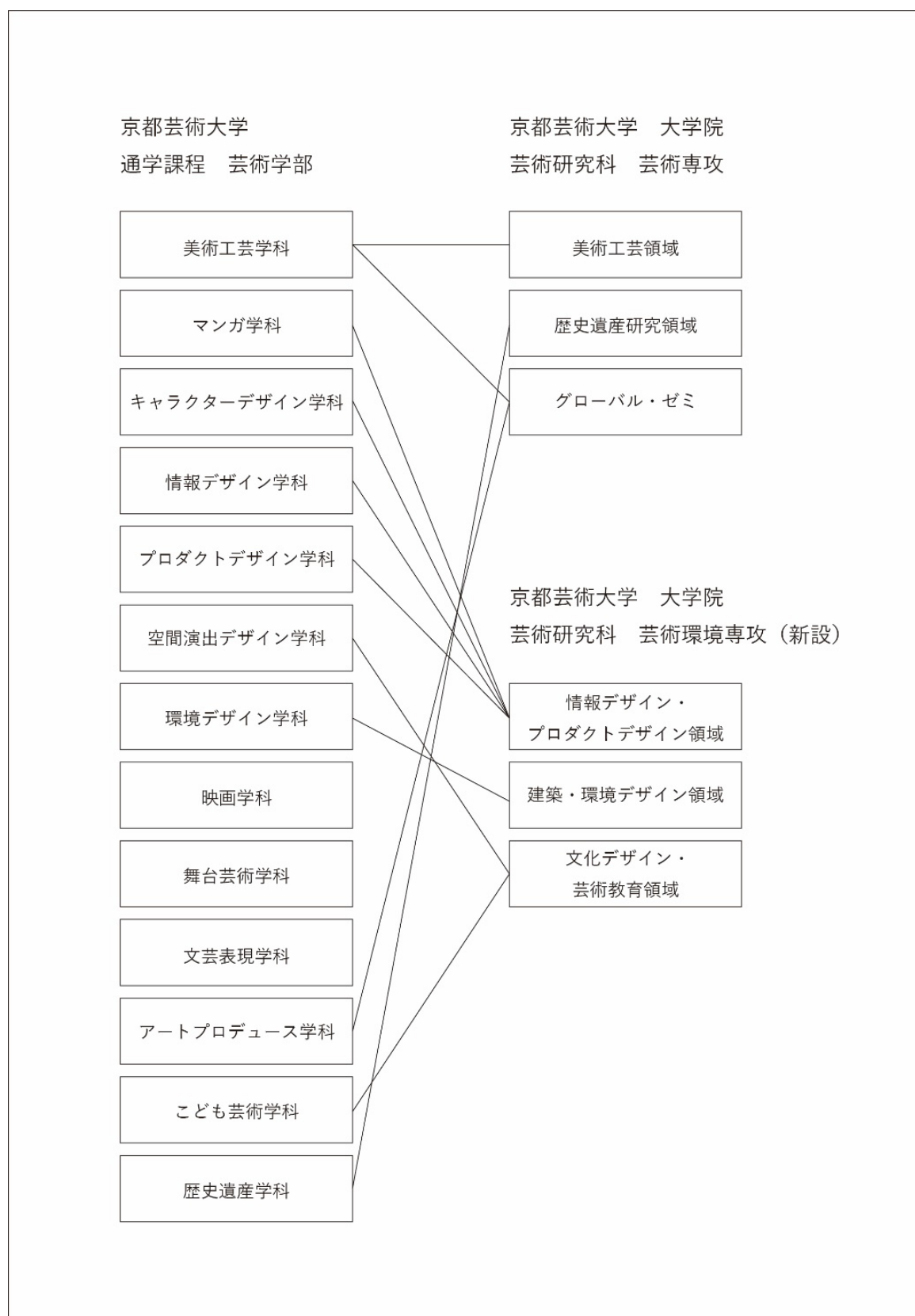
科目 区分	領域	1 年次				2 年次			
		科目名			単位数	科目名			単位数
		前期	後期	通年		前期	後期	通年	
必修 特論	共通	芸術文化論特論1			2				
			芸術文化論特論2		2				
原論	共通	芸術環境原論1			2	芸術環境原論1			2
	共通		芸術環境原論2		2		芸術環境原論2		2
	共通	芸術環境原論3			2	芸術環境原論3			2
	共通		芸術環境原論4		2		芸術環境原論4		2
	共通	芸術環境原論5			2	芸術環境原論5			2
	共通		芸術環境原論6		2		芸術環境原論6		2
	共通	芸術原論1			2	芸術原論1			2
	共通		芸術原論2		2		芸術原論2		2
	共通	芸術原論3			2	芸術原論3			2
	共通			芸術原論4	2			芸術原論4	2
	共通		芸術原論5		2		芸術原論5		2
	共通		芸術原論6		2		芸術原論6		2
	共通			制作行為原論1	2			制作行為原論1	2
	共通			制作行為原論2	2			制作行為原論2	2
	共通			制作行為原論3	2			制作行為原論3	2
	共通			制作行為原論4	2			制作行為原論4	2
	共通			制作行為原論5	2			制作行為原論5	2
	共通			制作行為原論6	2			制作行為原論6	2
分野 特論	情報デザイン・プロダクトデザイン			芸術環境分野特論1	4			芸術環境分野特論1	4
	情報デザイン・プロダクトデザイン			芸術環境分野特論2	4			芸術環境分野特論2	4
	建築・環境デザイン			芸術環境分野特論3	4			芸術環境分野特論3	4
	建築・環境デザイン			芸術環境分野特論4	4			芸術環境分野特論4	4
	文化デザイン・芸術教育			芸術環境分野特論5	4			芸術環境分野特論5	4
	文化デザイン・芸術教育			芸術環境分野特論6	4			芸術環境分野特論6	4
演習・研究	情報デザイン・プロダクトデザイン	芸術環境演習1			4	芸術環境研究1			4
	建築・環境デザイン		芸術環境演習2		4		芸術環境研究2		4
	文化デザイン・芸術教育								
	建築・環境デザイン			建築総合演習	8			芸術総合研究	8
自由 選択	共通			比較芸術環境論演習	2			比較芸術環境論演習	2
	共通	学術基礎1			2	学術基礎1			2
	共通	学術基礎2			4	学術基礎2			4
	共通	学術基礎3			4	学術基礎3			4
	共通		学術基礎4		2		学術基礎4		2
	共通	学術基礎5			4	学術基礎5			4
	共通		学術基礎6		4		学術基礎6		4
	共通		学術基礎7		4		学術基礎7		4
	建築・環境デザイン			建築実務演習1	4			建築実務演習1	4
	建築・環境デザイン			建築実務演習2	4			建築実務演習2	4
	建築・環境デザイン			建築実務演習3	4			建築実務演習3	4
	建築・環境デザイン			建築実務演習4	4			建築実務演習4	4
	建築・環境デザイン			建築実務演習5	4			建築実務演習5	4

学
位
審
査

【資料2】芸術環境専攻 修了までのスケジュール

月	1年次	2年次
4月	入学式・ガイダンス 授業開始	授業開始
5月		
6月		
7月	補講 定期試験	補講 定期試験
8月	補講 定期試験・追試験 夏季休暇 夏期集中授業	補講 定期試験・追試験 夏季休暇 夏期集中授業
9月	夏季休暇 夏期集中授業	夏季休暇 夏期集中授業 後期ガイダンス（学位審査）
10月		修士論文題目届提出
11月		
12月	冬季休暇	
1月	授業終了 補講 定期試験・追試験	授業終了 補講 定期試験・追試験 修士論文等審査願提出 修士学位論文口頭試問
2月		修了判定 修了展
3月	新年度ガイダンス	学位授与式

【資料3】 既設の学部及び修士課程との対応関係



別記様式第3号（その2の1）

教 員 の 氏 名 等												
(芸術研究科 芸術環境専攻)												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞		保有 学位等		担当授業科目の名称	配 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学 等の職務に従事 す 週当たり平均日 数
1	専	教授	サトウヒロカズ 佐藤博一 ＜令和5年4月＞		工学修士		芸術文化論特論1 芸術文化論特論2 芸術環境分野特論1 芸術環境分野特論2 芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1・2前 1・2後 1・2通年 1・2通年 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 4 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1	京都芸術大学 大学院芸術研究 科 教授 (昭63. 4)	5
2	専	教授	キミノタカヒサ 君野隆久 ＜令和5年4月＞		学術修士		芸術文化論特論1 芸術文化論特論2 芸術環境分野特論5 芸術原論5 芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1・2前 1・2後 1・2通年 1・2後 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 4 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1	京都芸術大学 芸術学部 教授 (平16. 4)	5
3	専	教授	オオニシヒロシ 大西宏志 ＜令和5年4月＞		教育学修士		芸術環境原論1 芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1・2前 1前 1後 2前 2後	1 4 4 4 4	1 1 1 1 1	京都芸術大学 芸術学部 教授 (平14. 4)	5
4	専	教授	オノアキヒコ 小野暁彦 ＜令和5年4月＞		工学学士		芸術環境原論2 芸術環境分野特論3 芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1・2後 1・2通年 1前 1後 2前 2後	1 4 4 4 4 4	1 1 1 1 1 1	京都芸術大学 芸術学部 教授 (平17. 4))	5
5	専	教授	ハットリシゲキ 服部滋樹 ＜令和5年4月＞		学士 (芸術学)		芸術環境原論3 芸術環境分野特論5 芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1・2前 1・2通年 1前 1後 2前 2後	0.66 2 4 4 4 4	1 1 1 1 1 1	京都芸術大学 芸術学部 教授 (平23. 4))	5
6	専	教授	カワイケン 河合健 ＜令和5年4月＞		修士（農学） 米国美術修士 M.F.A（アメリ カ） 米国ランドス ケープデザイ ン修士M.L.A （アメリカ）		芸術環境原論4 芸術環境原論5 芸術環境分野特論4 芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2 建築実務演習1 建築実務演習2 建築実務演習3 建築実務演習4 建築実務演習5 建築総合演習 建築総合研究	1・2後 1・2前 1・2通年 1前 1後 2前 2後 1・2通年 1・2通年 1・2通年 1・2通年 1・2通年 1通年 2通年	1 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 8 8	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	京都造形芸術大 学 芸術学部 教授 (平13. 7)	5
7	専	教授	ホンママサト 本間正人 ＜令和5年4月＞		Ph.D. 〔University of Minnesota〕 アメリカ		芸術環境分野特論6 芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1・2通年 1前 1後 2前 2後	2 4 4 4 4	1 1 1 1 1	京都芸術大学 芸術学部 教授 (平24. 7)	5
8	専	教授	ムラカミサトシ 村上聡 ＜令和5年4月＞		学士 (芸術)		芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1前 1後 2前 2後	4 4 4 4	1 1 1 1	京都芸術大学 芸術学部 教授 (平18. 12)	5
9	専	教授	アラカワアケミ 荒川朱美 ＜令和5年4月＞		家政学修士		芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1前 1後 2前 2後	4 4 4 4	1 1 1 1	京都芸術大学 芸術学部 教授 (昭61. 4)	5
10	専	教授	ホシナトヨミ 保科豊巳 ＜令和5年4月＞		美術修士		芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1前 1後 2前 2後	4 4 4 4	1 1 1 1	熱海山口美術館 館長 (平31.)	5
11	専	教授	ツジイナオキ(ナオキ) 辻井南青紀(直樹) ＜令和5年4月＞		学士 (文学)		学術基礎2	1・2前	4	1	京都芸術大学 芸術学部 教授 (平21. 4)	5

12	専	教授	カワカ(シミズ)ミマリ 河上(清水)眞理 ＜令和5年4月＞		Ph. D. [Universita ' Ca' Foscari di Venezia] イ タリア 修士（文学）		芸術原論3 学術基礎3 学術基礎5 学術基礎6 学術基礎7	1・2前 1・2前 1・2前 1・2後 1・2後	2 4 4 4 4	1 1 1 1 1	京都芸術大学 芸術学部 教授 (平19. 4)	5
13	専	准教授	カンバヤシソウイチロウ 上林壮一郎 ＜令和5年4月＞		修士 (工学)		芸術環境原論1	1・2前	2	1	京都芸術大学 芸術学部 准教 授 (平20. 4)	5
14	専	准教授	サイトウアヤ 齋藤亜矢 ＜令和5年4月＞		博士 (美術)		芸術原論6 芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1・2後 1前 1後 2前 2後	2 4 4 4 4	1 1 1 1 1	京都芸術大学 文明哲学研究所 准教授 (平28. 4)	5
15	専	准教授	エリック・ルオン Eric Luong ＜令和5年4月＞		修士 (文学)		学術基礎4	1・2後	4	1	京都芸術大学 芸術学部 准教 授 (平20. 4)	5
16	兼任	教授	マツイトシオ 松井利夫 ＜令和5年4月＞		芸術修士		芸術環境原論3 芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1・2前 1前 1後 2前 2後	0.66 4 4 4 4	1 1 1 1 1	京都芸術大学 芸術学部(通信 教育課程) 教 授 (昭61. 4)	5
17	兼任	教授	ウエムラヒロシ 上村博 ＜令和5年4月＞		文学修士		芸術環境原論3 芸術環境原論4 比較芸術環境論演習	1・2前 1・2後 1・2通年	0.66 1 2	1 1 1	京都芸術大学 芸術学部(通信 教育課程) 教 授 (平7. 4)	5
18	兼任	教授	カトウトモキ 加藤友規 ＜令和5年4月＞		博士 (学術)		芸術環境原論5 芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1・2前 1前 1後 2前 2後	1 4 4 4 4	1 1 1 1 1	京都芸術大学 大学院芸術研究 科(通信教育課 程)教授 (平30. 4)	5
19	兼任	教授	ゴトウシゲオ 後藤繁雄 ＜令和5年4月＞		文学学士		芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1前 1後 2前 2後	4 4 4 4	1 1 1 1	京都芸術大学 大学院芸術研究 科（通信教育課 程）教授 (平15. 1)	5
20	兼任	教授	アサダ アキラ 浅田 彰 ＜令和5年4月＞		経済学修士		芸術原論1	1・2前	2	1	京都芸術大学芸 術芸術研究科教 授 (平20. 4)	5
21	兼任	教授	アオキ ヨシアキ 青木芳昭 ＜令和5年4月＞		高等学校卒業		制作行為原論2	1・2通年	2	1	京都芸術大学芸 術芸術研究科教 授 (平22. 4)	5
22	兼任	准教授	シモムラヤスシ 下村泰史 ＜令和5年4月＞		博士 (農学)		芸術環境原論2	1・2後	1	1	京都芸術大学 芸術学部(通信 教育課程) 准 教授 (平12. 4)	5
23	兼任	准教授	コスギサイコ 小杉幸子 ＜令和5年4月＞		学士 (美術)		芸術環境研究2	2後	4	1	京都芸術大学芸 術学部（通信教 育課程）准教授 (平15. 4)	5
24	兼任	准教授	マスブチ マリヤ 増渕 麻里耶 ＜令和5年4月＞		博士 [University College London]		芸術原論2	1・2後	2	1	京都芸術大学芸 術学部 准教授 (平31. 4)	5
25	兼任	准教授	モリタ トキ 森田都紀 ＜令和5年4月＞		博士（音楽 学）		制作行為原論6	1・2通年	2	1	京都芸術大学芸 術学部 准教授 (平25. 4)	5
26	兼任	講師	オカダ フキコ 岡田蒔子 ＜令和5年4月＞		博士（文学）		制作行為原論4	1・2通年	2	1	京都芸術大学芸 術学部 専任講 師 (令4. 4)	5
27	兼任	講師	エモト シオリ 江本紫織 ＜令和5年4月＞		博士（文学）		制作行為原論5	1・2通年	2	1	京都芸術大学芸 術学部 専任講 師 (令4. 4)	5
28	兼任	講師	ツチダマキ 土田真紀 ＜令和5年4月＞		博士 (文化交渉 学)		芸術環境原論6	1・2後	2	1	同志社大学文学 部嘱託講師 (平23. 4)	1

29	兼任	講師	コバヤシマリ 小林真理 ＜令和5年4月＞		専修学校卒		芸術環境分野特論2	1・2通年	2	1	株式会社スタル カ主宰 (昭60.)	1
30	兼任	講師	ナマイリョウジ 生井亮司 ＜令和5年4月＞		博士 (美術)		芸術環境分野特論6	1・2通年	2	1	武蔵野大学教育 学部 教授 (平25. 4)	1
31	兼任	講師	マツモトナオコ 松本尚子 ＜令和5年4月＞		学士 (建築)		芸術環境演習1 芸術環境演習2 芸術環境研究1 芸術環境研究2	1前 1後 2前 2後	4 4 4 4	1 1 1 1	一級建築士木村 松本 代表 (平15. 4)	1
32	兼任	講師	エンドウ ミズキ 遠藤水城 ＜令和5年4月＞		修士 (学術)		芸術原論4	1・2通年	2	1	キュレーター 一般社団法人 HAPSエグゼク ティブディレク ター (平23. 4)	1
33	兼任	講師	ナミキ セイシ 並木 誠士 ＜令和5年4月＞		文学修士		制作行為原論1	1・2通年	2	1	京都工芸繊維大 学 教授 (平14. 4)	1
34	兼任	講師	アカシマヤヨイ 赤島八生 ＜令和5年4月＞		学士 (文学)		学術基礎1	1・2前	2	1	京都文化日本語 学校専任教員 (平27. 4)	1

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞		保有 学位等		現 職 (就任年月)
一	学長	ヨシカワ サキ 吉川 左紀子 ＜令和3年4月＞		博士 (教育学)		京都芸術大学学長 (令和3年4月～令和7年3月)